

## 動物用医薬品登録販売者名簿の登録事項の変更について

登録販売者名簿の登録事項（本籍地都道府県名、氏名、生年月日及び性別）に変更が生じたときは、30日以内に届出をしてください。

（必要書類）

- （1）動物用医薬品登録販売者名簿登録事項変更届出書
- （2）届出の原因たる事実を証する書類

（申請者の戸籍謄本、戸籍抄本、戸籍記載事項証明書又は本籍の記載のある住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書（発行日から1年以内）等）

- 販売従事登録証の記載事項の変更を伴う場合には、販売従事登録証の書換え交付申請をあわせて行ってください。

（必要書類）

- （1）動物用医薬品販売従事登録証書換え交付申請書
- （2）動物用医薬品販売従事登録証
- （3）販売従事登録証の書換え交付手数料 2,000円（県証紙）

※（1）の3書換え事項には、登録証の記載事項のうち変更のあった部分を新旧対照にして記載してください。

（例）氏名の変更

（新） ○○ 太郎                      （旧） △△ 太郎